

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	38	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
要望項目名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業（PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）（以下、「選定事業」という。）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>◆BOT方式かつサービス購入型の選定事業により整備される公共施設等に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税に係る課税標準を2分の1にする特例について、非課税とすること。</p> <p>◆サービス購入型（経費の全額を公共が負担する事業（庁舎、学校施設など）に限られている特例措置の対象について、混合型、独立採算型等（運営等の経費の一部又は全部に施設からの利用料金が充てられる事業（市民体育館、市民ホールなど））を追加すること。</p>		
関係条文	<p>PFI法第2条第1項、同第2条第3項～第5項、同第14条第1項、地方税法附則第11条第6項、同附則第15条第18項、地方税法施行令附則第7条第9項～第10項、同附則第11条第18項～第19項、地方税法施行規則附則第3条の2の10、附則第3条の2の11、附則第6条第40項～第41項等</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲681 (▲258) [平年度] ▲2,369 (▲898)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好なサービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」に基づき、PPP/PFIの積極的な推進に取り組んでいるところである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>アクションプランにおいて、公共施設等運営事業をはじめとした利用料金収入を伴う事業（独立採算型・混合型の事業）の推進が掲げられており、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらには公共施設等運営事業へと発展させていくという視点が重要とされている。また、現在、新型コロナウイルス感染症への対応により国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中であって、今後、質の高い公共サービスを提供するためには、効率的に民間企業の創意工夫や資金等を活用するPPP/PFIが引き続き有効であると考えられ、一層の促進に向けた制度面等の見直しとして、BOT方式を促進するため、非収益施設に限定している現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討することとされている。</p> <p>しかしながら、現在、PFI事業全体で818件の実施方針（令和2年3月末）のうち、BOT方式の実施件数は62件にとどまっている。BOT方式は、事業期間において民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫を発揮しやすいなどのメリットがあり、また地方公共団体から見ても施設のリスクを軽減できる。しかしながら、BOT方式の税負担がボトルネックとなり、事業方式の検討時にVFMの算出がされない、また、そもそもBOT方式の検討すらされないこともある。</p> <p>アクションプランに掲げるBOT方式の促進を達成するため、地方公共団体等のボトルネックの一つである税負担について、特例措置の拡充を図ることで、BOT方式の件数の増加を図る。</p> <p>また、「インフラシステム海外展開戦略2025」において、官民連携による我が国に優位性又は将来性のある領域・ビジネスモデルに関する取組の強化が挙げられており、途上国に対する対象施設の売り切りから施設</p>		

	<p>の維持管理を含めた PPP/PFI による継続的な関与への多様化の促進に係る方策の1つとして BOT 方式もあるところ。国内での BOT 事業の実績が海外インフラ輸出における入札資格となっている場合もあり、これを進めることで日本のインフラ輸出を加速させる必要性がある。</p> <p>加えて、今般 PPP・PFI 推進アクションプランで言及されている指標連動方式に於いても BOT 方式の活用が模索されており、その必要性が増しているところである。</p>
<p>本要望に対応する 縮減案</p>	<p>該当なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>◆経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定） 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革 5. 生産性を高める社会資本整備の改革 （略）PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。特に、人口20万人未満の地方自治体への優先的検討規程の導入要請や策定支援等により、PPP/PFI導入促進を図る。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。（※「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づく。）</p> <p>◆PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版） 3. 推進のための施策 （1）PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し ⑤事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。（令和2年度から）＜内閣府＞</p>
	政策の達成目標	平成25年度～令和4年度の10年間で21兆円の事業規模目標（①コンセッション事業7兆円、②収益型事業5兆円、③公的不動産利活用事業4兆円、④その他事業5兆円）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年度まで現行の特例措置が適用
	同上の期間中の達成目標	該当なし
	政策目標の達成状況	「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」をPFI推進会議において決定（令和3年6月18日）
有効性	要望の措置の適用見込み	年間平均PFI件数67件×BOT比率8%＝年間5.3件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税の不均衡により事業選択の可能性が偏っている状況は問題であり、非課税措置によって解決が見込まれる。また、税制特例対象施設が一部に限られていることから、その対象範囲を広げることで、PFI全体の推進に資することが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし
	要望の措置の妥当性	そもそもPFI事業は、従来国や地方公共団体が行ってきた公共事業を民間に委託するものであり、その性格は本来的に公的性格で、その用途も公共の用途に供されるものであることから、BOT方式と同様にBOT方式を非課税措置することは妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>税制上の特例措置を受けた施設は 22 件であり、この特例措置による過去 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）の固定資産税・都市計画税の減税額は 1,043 百万円、不動産取得税の減税額は 19 百万円（内閣府調査）。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>令和元年度適用額は以下のとおり。1/2 課税標準×税率＝税額で記載。 不動産取得税： 0 千円 × 4% = 0 千円 固定資産税： 14,453,840 千円 × 1.4% = 202,354 千円 都市計画税： 3,560,322 千円 × 0.3% = 10,681 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税負担軽減措置等の適用により、国、地方公共団体が税の影響を考慮せず、事業に合った方式を選択できる環境が実現することで、BOT 方式の件数の増加が見込まれ、ひいては PFI 全体の推進に資する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>事業の特性に合わせて BOT 方式と BTO 方式との選択がなされるような制度にすること。 （実際に BOT 方式を選択するかどうかについては、国・地方公共団体等の発注者が事業ごとに決めることであり、検討の結果 BTO 方式を選択するということもあり得る。したがって、本特例措置が適用になったからといって必ずしも BOT 方式が増えるとはいえず、BOT 方式の事業件数といった定量的な目標設定は困難である。）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記理由により、目標の達成度について定量的な評価は困難であるが、地方公共団体への実態調査から、税制措置に対するさらなる拡充を要望されているところである。 参考までに、BOT 方式と BTO 方式の事業数を比較すると、それぞれ 62（7.6%）：533（65.1%）（その他 223（27.3%））と、BTO 方式が圧倒的に多い状況となっている（令和 2 年 3 月 31 日現在）。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>（以下のとおり、令和 3 年度税制改正要望まで内閣府において要望が実施されている。） 平成 17 年度に、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。 平成 22 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。 平成 23 年度は、法改正により新たに PFI 事業の対象となる公共施設等に特例措置を拡大するよう要望。 平成 27 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。 令和 2 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望し、令和 7 年 3 月末までの時限措置として、特例措置が延長されている。 令和 3 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置及び特例措置の対象施設を拡大するよう要望。</p>